

五戸町デイサービスセンター指定管理者募集要項

令和4年12月

五 戸 町

五戸町デイサービスセンター指定管理者募集要項

五戸町デイサービスセンターの指定管理者（管理運営を実施する団体）を募集します。

1. 対象施設の概要

(1) 名称、所在地

五戸町デイサービスセンター 五戸町大字倉石中市字幸神道前 15 番地 4

(2) 施設概要

構造：木造平屋建

延床面積：380.41 m²

施設内容：事務室、駐車場（駐車台数：20 台）

敷地面積：4,121.82 m²

2. 指定管理者が行う業務

- (1) 入浴サービスに関すること。
- (2) 給食サービスに関すること。
- (3) 生活指導に関すること。
- (4) 日常動作訓練に関すること。
- (5) 養護に関すること。
- (6) 家族介護者教育に関すること。
- (7) 健康相談に関すること。
- (8) 送迎サービスに関すること。
- (9) 訪問業務（給食）に関すること。
- (10) 施設の利用の許可に関すること。
- (11) 施設の利用の制限に関すること。
- (12) 施設、設備等の維持管理に関すること。
- (13) その他、五戸町デイサービスセンター管理運営業務仕様書のとおり。

※（6）及び（9）の実施については、町と協議可。

3. 指定期間

令和5年4月1日から令和9年3月31日まで（4年間）

ただし、再指定を妨げるものではない。

4. 指定管理料

指定期間中の指定管理料は、採用しないものとする。

5. 申請資格

- (1) 指定期間中、安全円滑に対象施設を管理運営できる法人又は団体（以下「団体」という。）
- (2) 団体又はその代表者が次の事項に該当しないこと。
 - ア 法律行為を行う能力を有しない者

- イ 破産者で復権を得ない者
- ウ 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 第 2 項(同項を準用する場合を含む。)の規定により、一般競争入札等の参加を制限されている者
- エ 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。)第 244 条の 2 第 11 項の規定により取消しを受けたことがある者
- オ 指定管理者の指定を委託とみなした場合に、法第 92 条の 2、同法第 142 条(同条を準用する場合を含む。)又は第 180 条の 5 第 6 項の規定に抵触することとなる者
- カ 国税及び地方税を滞納している者

6. 提出書類

- (1) 指定管理者指定申請書(様式第 1 号)
- (2) 法人登記事項証明書(法人の場合)
- (3) 代表者の身分証明書(非法人の場合)
- (4) 団体の定款、寄付行為、規約その他これらに類する書類
- (5) 申込資格に関する申立書(様式第 2 号)
- (6) 国税及び地方税の納税証明書(募集要項の配布開始日以降に交付されたもの。)又は納税義務がない旨及びその理由を記載した書類 ※本部(本店)及び町内事業所にかかるもの
- (7) 施設の指定管理に係る事業計画書(様式第 3 号)
- (8) 施設の指定管理に係る業務の収支予算書(様式第 4 号)
- (9) 受託事業実績概要書(様式第 5 号)
- (10) 職員配置計画(様式第 6 号)
- (11) この申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに前事業年度の事業報告書及び収支決算書

7. 申請に際しての留意事項

- (1) 費用負担
申請に要する費用は、全て申請者の負担となります。
- (2) 提供した資料の取扱い
担当課が提供した資料等は、申請に係る検討以外の目的で使用することを禁じます。
又、この検討の目的の範囲内であっても、担当課の承諾を得ることなく、第三者に対しこれを使用させ、又は内容を提示することを禁じます。
- (3) 提出書類の変更、追加禁止
提出後においては、提出書類の内容変更、追加は認めません。
- (4) 虚偽の記載をした場合の失格
提出書類の内容に虚偽又は不正があった場合は、失格とします。
- (5) 提出書類の取扱い
提出された書類は返却しません。
- (6) 申請の辞退
書類提出後に辞退する場合は、辞退届を提出すること。(様式任意)
- (7) 提出書類の著作権及び公表

提出書類の著作権は、申請者に帰属します。ただし、指定管理者に選定された団体の提出書類については、町が指定管理者の候補者の選定の公表にあたって、その全部又は一部を無償で使用できるものとします。

(8) 追加書類の提出

町は、提出された書類を補足する資料の提出を求める場合があります。

(9) 施設見学について

施設見学は、令和5年1月5日(木)午前10時から行います。希望する場合は、問合せ先へ連絡ください。

(10) 募集要項に対する質問について

募集要項に対する質問書(別紙1)により、令和5年1月5日(木)午後3時までに下記へE-mail又はFAXにて提出してください。

8. 提出先

五戸町役場 福祉課

住 所：〒039-1513 五戸町字古館 21 番地 1

電 話：0178-62-7955 (直通)

F A X:0178-62-2216

E-mail : fukushi@town.gonohe.aomori.jp

9. 申請書の提出期限

令和5年1月12日(木)午後5時

10. 申請書の提出部数

2部(正本1部・副本1部)

11. 選定方法

申請書類に基づき選定委員会において選考します。

12. 審査基準

審 査 の 基 準	配点
(1) 利用者の平等な利用を確保されること。 ・施設の設定目的及び町が示した管理の方針 ・平等な利用を図るための具体的手法及び期待される効果	10
(2) 施設の効用を最大限に発揮すること。 ・利用者の増加を図るための具体的手法及び期待される効果 ・サービスの向上を図るための具体的手法及び期待される効果 ・施設の維持管理の内容、適格性及び実現の可能性	30
(3) 施設の効率的な管理ができること。 ・施設の管理運営に係る経費の内容	30

<p>(4) 施設の管理を適正かつ安定して行う能力を有していること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・収支計画の内容、適格性及び実現の可能性 ・安定的な運営が可能となる人的能力 ・安定的な運営が可能となる経理的基盤 ・個人情報の適正な取扱いの確保 ・類似施設の運営実績 	30
---	----

13. 選定結果の通知

申請者へ文書で通知します。

14. 問合せ先

五戸町役場 福祉課

電 話 : 0178-62-7955 (直通)

F A X : 0178-62-2216

E-mail: fukushi@town.gonohe.aomori.jp

(別紙1)

令和 年 月 日

指定管理者募集に関する質問書

五戸町デイサービスセンター指定管理者募集要項について、下記のとおり質問事項を提出します。

法人・団体名			
所在地			
電話番号		F A X 番号	
担当者名		E - m a i l	
質問事項 (タイトル)			
要項等での 対応部分	【資料名】募集要項・仕様書・その他 () 【ページ・項目】		
質問内容			